

調査の概要

1 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。

2 調査の根拠法令、統計委員会

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施。

3 調査の期日

平成 24 年 2 月 1 日現在によって実施しました。

4 調査の方法

ア 調査員調査

単独事業所企業については、調査員が事業所に伺い、調査票への記入依頼、調査票等の配布・回収を行いました。

イ 直轄調査

複数の事業所を有する企業については、行政機関が調査票を直接、郵送により配布し、郵送（紙・電子媒体）で回収する方法、又はインターネットで調査票を回収しました。

5 調査事項

各調査票により、以下の事項を調査しました。（本報告書ではそのうち製造業に関する項目の調査結果のみを抜粋しています。）

- (1) 名称及び電話番号
- (2) 所在地
- (3) 事業所の移転及び名称変更の有無
- (4) 開設時期
- (5) 経営組織
- (6) 協同組合の種類
- (7) 学校及び学校教育支援機関の種類
- (8) 政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類
- (9) 単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地
- (10) 本所か否か
- (11) 支所の数
- (12) 事業の内容
- (13) 事業所の形態
- (14) 管理・補助的業務の種類
- (15) 従業者数
- (16) 電子商取引の有無及び割合

- (17) 設備投資の有無及び取得額
- (18) 自家用自動車の保有台数
- (19) 土地及び建物の所有の有無
- (20) 資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率
- (21) 決算月
- (22) 売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合
- (23) 販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無
- (24) 本支店間移動の割合
- (25) 物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合
- (26) 相手先別収入割合
- (27) 費用
- (28) リース契約による契約額及び支払額
- (29) 有形固定資産
- (30) 生産数量及び生産金額
- (31) 製造品在庫額
- (32) 半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
- (33) 製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数
- (34) 加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額
- (35) 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
- (36) 直接輸出額の割合
- (37) 主要原材料名
- (38) 工業用地及び工業用水
- (39) 作業工程
- (40) 商品手持額
- (41) 小売販売額の商品群別割合
- (42) 小売販売額の商品販売形態別割合
- (43) セルフサービス方式の採用
- (44) 売場面積
- (45) 営業時間
- (46) 施設又は店舗の形態
- (47) チェーン組織への加盟
- (48) 業態別工事種類
- (49) 建設業許可番号
- (50) 宿泊業の収容人数及び客室数
- (51) 取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数
- (52) 同業者との契約割合
- (53) 信用事業又は共済事業の実施の有無

6 主な調査項目の定義

- ・ 事業所数、従業者数は平成24年2月1日現在の数です。
- ・ 現金給与総額は、平成23年1箇年間の現金給与額（税込みの総額）です。
- ・ 原材料、燃料、電力使用額は、平成23年の1箇年間の使用額で、委託生産費、製

造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額、内国消費税額は、同1箇年の実績に対する総額です。

- ・ 原材料使用額等は、平成23年の1箇年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の総額です。
- ・ 製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額は平成23年の1箇年間の総額です。
- ・ 製造品出荷額等は、平成23年の1箇年における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の総額であって、内国消費税が含まれています。
- ・ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額の年初とは平成23年1月1日現在、年末とは平成23年12月31日現在のことです。
- ・ 有形固定資産の取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減額は、平成23年の1箇年間の額です。
- ・ 事業所敷地面積及び建築面積は平成24年2月1日現在の面積です。
- ・ 工業用水は、事業所内で工業生産のために使用される一日当たりの用水量です。

9 係数算出の基準

- ・ 生産額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末額－半製品及び仕掛品年初額）
- ・ 付加価値額＝生産額－製造品出荷額に含まれている内国消費税額－原材料使用額等－減価償却額
- ・ 原材料率＝原材料使用額等÷{生産額－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}×100

（注）従業者29人以下の事業所については、製造品出荷額等の数値を生産額として算出しています。

10 産業分類の格付け

事業所（工場）の産業分類の格付けは、日本標準産業分類を適用し、その事業所の製造出荷を行う主たる製品により格付けしています。従って、事業所によっては、経済の変動により多角的な産出品目製造選択を迫られる近年でもあり、調査年次により産業格付けに若干の変動があります。